第三十四条第十二項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　第十一条第一項第七号に規定する組合員の漁獲物その他の生産物の販売の事業を行う組合にあつては、理事のうち一人以上は、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

12　組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第三十四条の二第二項を次のように改める。

2　経営管理委員の定数は、五人以上とする。

第三十四条の二第五項中「前条第十項」の下に「及び第十二項」を加え、「第三項の組合」を「経営管理委員設置組合の理事」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「組合」の下に「（以下「経営管理委員設置組合」という。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　経営管理委員については、前条第十項及び第十二項の規定を準用する。この場合において、同条第十項中「三分の二」とあるのは、「四分の三」と読み替えるものとする。

第三十四条の四第二項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第三十四条の五第一項及び第三項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条第二項ただし書及び第三項中「議決」を「決議」に改める。

第三十六条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十七条の見出し中「議決等」を「決議等」に改め、同条第一項中「議決は」を「決議は」に改め、同条第二項中「の議決」を「の決議」に改め、同条第五項中「議決」を「決議」に改める。

第三十八条第一項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第八項中「日から」を「日の」に改める。

第三十九条第一項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十九条の二第一項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「次項」の下に「及び第四項」を加え、「同条第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「議決」を「決議」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　理事は、次に掲げる場合には、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一　理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二　組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

第三十九条の二に次の二項を加える。

3　民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。

4　第二項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十九条の三第一項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「議決」を「決議」に改め、同条第三項中「議決」を「決議」に改める。

第三十九条の四第一項中「第三十四条の二第三項の組合」を「第三十四条の二第四項に規定する経営管理委員設置組合」に改める。

第三十九条の五第一項、第三項及び第四項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「第三十四条の二第三項の組合」を「第三十四条の二第四項に規定する経営管理委員設置組合」に、「第四十七条の五第一項第一号」を「第四十七条の四第一項第一号」に、「同項の組合」を「同項に規定する経営管理委員設置組合」に改める。

第三十九条の六第二項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「議決」を「決議」に、「同条第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第四項中「議決」を「決議」に改め、同条第五項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「は、前項」を「は、同項」に改め、同条第六項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第七項中「議決」を「決議」に改める。

第四十条第二項中「定めるもの」の下に「（以下「計算書類」という。）」を加え、同条第六項中「（第四十一条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査及び同項の全国連合会の監査）」を削り、「もの」の下に「（第四十一条の二第三項に規定する会計監査人設置組合の計算書類及びその附属明細書にあつては、前項の規定により監事の監査を受け、及び同条第三項の規定により会計監査人の監査を受けたもの）」を加え、「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第七項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「監事の」を削り、「第四十一条の二第一項」を「第四十一条の二第三項」に、「特定組合」を「会計監査人設置組合」に、「同項の全国連合会の監査報告」を「会計監査報告」に改める。

第四十一条第二項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第四十一条の二及び第四十一条の三を次のように改める。

（会計監査人の設置等）

第四十一条の二　第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）は、会計監査人を置かなければならない。

2　前項に規定する組合以外の組合は、定款で定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

3　会計監査人設置組合（前二項の規定により会計監査人を置く組合をいう。次項において同じ。）は、第四十条第二項の規定により作成した計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、主務省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

4　会社法第四百三十九条の規定は、会計監査人設置組合について準用する。この場合において、同条中「第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第六項の承認を受けた同条第二項に規定する計算書類」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十八条第一項（第六号に掲げる計算書類に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（会計監査人に関する会社法等の準用）

第四十一条の三　第三十四条の三並びに会社法第三百二十九条第一項、第三百三十七条から第三百三十九条まで、第三百四十条第一項から第三項まで、第三百四十四条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百九十六条第一項から第五項まで、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第三百九十九条第一項の規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第二項」と、同項第二号中「子会社」とあるのは「子法人等（水産業協同組合法第百二十二条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」と、同法第三百四十五条第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、総会に出席して」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者又は解任された者」と、「辞任後」とあるのは「辞任後又は解任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「理事（水産業協同組合法第三十四条の二第四項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）」と、「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「同法第四十七条の四第一項第一号」と、同法第三百九十六条第一項中「次章」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の二第三項」と、「計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類」とあるのは「同項